

地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2025年4月

南多摩斎場組合

目次

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 計画策定の背景 | 1 |
| 1-1 地球温暖化問題..... | 1 |
| 1-2 国際的な動向 | 1 |
| 1-3 国内の動向 | 1 |
| 1-4 南多摩斎場組合の取組..... | 2 |
| 2. 基本的事項 | 2 |
| 2-1 目的..... | 2 |
| 2-2 対象とする範囲..... | 2 |
| 2-3 対象とする温室効果ガス | 3 |
| 2-4 計画期間..... | 3 |
| 3. 温室効果ガスの排出状況..... | 3 |
| 3-1 温室効果ガス総排出量..... | 3 |
| 3-2 温室効果ガスの排出量の増減要因 | 4 |
| 3-3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題 | 4 |
| 3-3-1 施設（電気・LPG） | 4 |
| 3-3-2 公用車（ガソリン） | 4 |
| 4. 温室効果ガスの排出削減目標 | 5 |
| 5. 目標達成に向けた取組 | 5 |
| 5-1 省エネ | 5 |
| 5-1-1 空調 | 5 |
| 5-1-2 照明 | 5 |
| 5-1-3 事務機器 | 5 |
| 5-1-4 公用車..... | 5 |
| 5-1-5 節水 | 5 |
| 5-1-6 施設 | 6 |
| 5-2 省資源 | 6 |
| 5-2-1 紙使用の削減..... | 6 |
| 5-2-2 ごみの減量 | 6 |
| 5-3 その他 | 6 |
| 6. 進捗管理体制と進捗状況の公表..... | 6 |
| 6-1 推進体制..... | 6 |
| 6-2 点検・評価..... | 6 |
| 6-3 公表..... | 6 |

1. 計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」では、2021年8月に第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

1-2 国際的な動向

2015年12月には、フランス・パリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを掲げています。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

1-3 国内の動向

2016年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減することが掲げられました。

2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、2021年4月の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

2021年10月には、「地球温暖化対策計画」の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。

1-4 南多摩斎場組合の取組

南多摩斎場組合においては、2020年4月に前計画を策定し、地球温暖化対策に関わる取組を推進してきました。

2. 基本的事項

2-1 目的

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南多摩斎場組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2-2 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、南多摩斎場組合が行う全ての事務・事業のうち、火葬業務に係る燃料を除くものとします。

※火葬執行における燃料については、一定量を使用しなければ業務が行えず、高齢化等による火葬件数の増加が見込まれることから、温室効果ガスの排出量を削減することは困難であるため計画からは除外します。

2-3 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

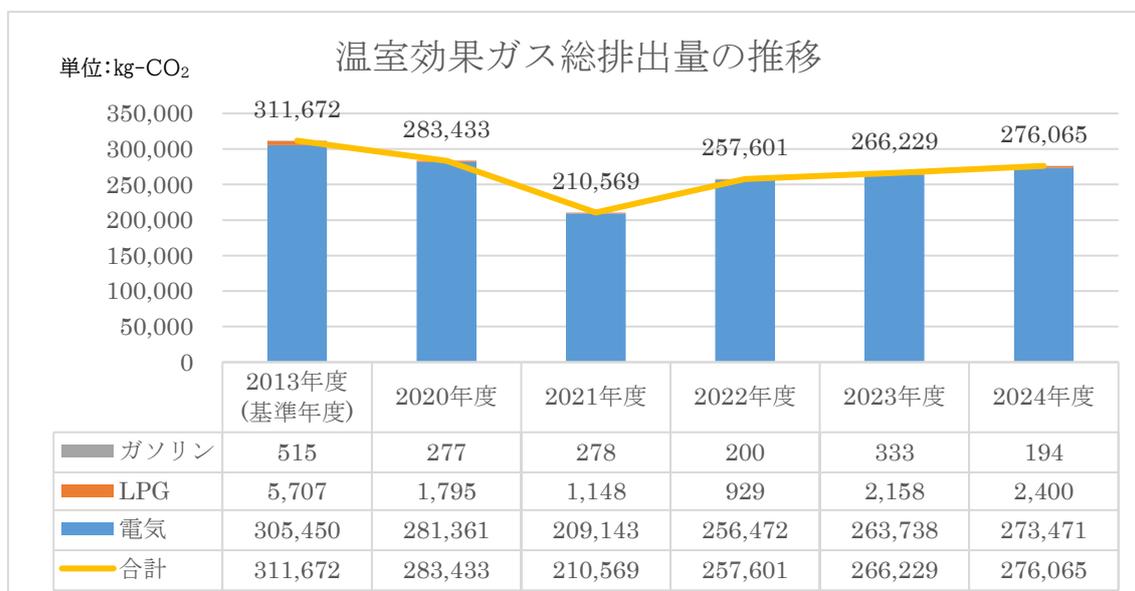
2-4 計画期間

2025年度から2030年度までの6年間を計画期間とします。また、本計画の基準年度は、2013年度とします。

3. 温室効果ガスの排出状況

3-1 温室効果ガス総排出量

南多摩斎場組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、311,672kg-CO₂ となっています。推移を見ると、前計画での取組やコロナ禍の行動制限等の影響で減少していましたが、近年は行動制限の緩和や火葬需要の増加により増加傾向にあります。



3-2 温室効果ガスの排出量の増減要因

《増加要因》

- ・高齢化により火葬需要が増加しているため、火葬枠の追加に伴うエネルギー消費量の増加
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止策の緩和や5類移行となったことで、自粛傾向であった通夜等の開催による施設利用の増加、湯茶提供の再開等に伴うエネルギー消費量の増加
- ・記録的猛暑に伴うエネルギー消費量の増加

《減少要因》

- ・LED 照明の導入による電気消費量の減少
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通夜等の自粛による施設利用の減少、湯茶提供の休止等に伴うエネルギー消費量の減少

3-3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

3-3-1 施設（電気・LPG）

《電気》

- ・施設の特性として、利用者の多くは夏季でも正装で来場するため、熱中症対策として室内温度を一律に管理することは困難である。
- ・高齢化社会を迎え火葬需要が増加しており、今後、段階的に火葬件数を増やす必要があり、電気使用量の増加が見込まれる。

《LPG》

- ・湯茶の提供については、利用者からの要望が多いことから、今後も継続する予定である。

利用者数の増減にかかわらず、電気や燃料の利用に伴う CO₂ 排出量を減少させるための取り組みが必要です。

3-3-2 公用車（ガソリン）

- ・公用車の利用は、管理市への事務連絡等で一定の利用は必要です。頻度も増加している傾向にあります。

公用車の利用に際しては、エコドライブの徹底やデジタル技術の活用等で利用頻度を下げるといった仕事の進め方にシフトすることが必要です。また、公用車の更新に当たっては、電動車へ代替することで CO₂ 排出量を削減することが可能です。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で50%削減することを目標とします。

5. 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの排出抑制のために、以下のような取組を行います。

5-1 省エネ

5-1-1 空調

- ・事務室内の冷暖房機器設定温度は、冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 20℃を目安に調整する。
- ・使用していない部屋のエアコンは停止する。
- ・空調機器のフィルターはこまめに清掃する。
- ・職員の「クール・ビズ」「ウォーム・ビズ」を徹底する。
- ・空調機器の更新を行う際には、省エネルギー型の機器を優先して導入する。

5-1-2 照明

- ・使用していない部屋の照明はこまめに消す。
- ・照明機器の更新の際には、省エネルギータイプ(LED 照明)の機器を導入し、2030年度までに導入割合を 100%とする。

5-1-3 事務機器

- ・長時間使用しない場合は電源を切り、可能な限りプラグを抜く。
- ・省エネモードが選択できる機器は、省エネモードを設定する。

5-1-4 公用車

- ・エコドライブを心掛ける。
- ・駐停車時のアイドリングストップを徹底する。
- ・車両の更新の際には、低燃費・低公害車を優先して導入する。

5-1-5 節水

- ・水の流しっぱなしを止め、節水に努める。
- ・機器の更新の際には、節水型を優先して導入する。

5-1-6 施設

- ・太陽光発電設備の導入を検討する。

5-2 省資源

5-2-1 紙使用の削減

- ・印刷可否を精査し、作成部数は最小限に抑える。
- ・両面印刷や2in1等の機能を活用し用紙の削減に努める。
- ・裏紙の有効活用を図る。
- ・分別を徹底し資源化を図る。

5-2-2 ごみの減量

- ・使い捨て製品の使用や購入は控える。
- ・持込物は持ち帰りを徹底する。
- ・分別を徹底し資源化を図る。

5-3 その他

- ・事務局長は、事務局職員及び業務受託業者等に対し、環境配慮への意識を深めるため、定期的に研修等を実施する。
- ・館内への掲示等により、利用者へ取組について協力をお願いする。
- ・電気供給契約更新の際には、環境に配慮している事業者を優先して選定する。
- ・グリーン購入ガイドラインに適合したものを優先的に購入する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

6-1 推進体制

本計画を推進するために、南多摩斎場組合事務局長を責任者として、事務局職員及び業務受託業者等が取組の推進を図ります。

6-2 点検・評価

本計画は、Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

6-3 公表

本計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表します。